

公告 第645号

平成29年度 任意継続被保険者の標準報酬月額公告

健康保険法第47条第2号の規定により、当健康保健組合の任意継続被保険者の標準報酬月額、及び適用期間を下記のとおり公告する。

平成 29年 2月 27日
フランスベッドグループ健康保険組合
理事長 池田 茂



—記—

1、標準報酬月額（上限） 320,000円 （23等級）

※平成28年9月30日の全被保険者の報酬月額を平均した額、326,453円を基礎としています。

2、適用年月日 平成29年4月1日～平成30年3月31日

3、保険料 ・一般保険料 月額 29,216円【保険料率 91.3%（調整保険料含）】
・介護保険料 月額 5,120円【保険料率 16.0%】

※上記の金額は標準報酬額が32万円の方の金額です。